

県内の生産者と消費者を強い絆で結ぶ“地産地消”を推進するため

# 県産農林水産物等直売活動を支援します 直売施設等整備事業

(地域直売所整備促進事業)

○事業を実施できるのは？

- ・生産者、都市地域の直売関係者等で組織される協議会
- ・市町及び市町が出資する法人等、JA、JF、農林漁業者等が3戸以上で組織する団体、農地所有適格法人、NPO法人、自治会等

○支援内容は？

農産物等の直売（直買）活動<sup>※1</sup>に必要な新たな施設整備や備品整備<sup>※2</sup>に対して支援します。

※1 継続的な直売活動を対象とします（イベントは対象となりません）。

※2 既存の備品等の同等の性質のもの更新は対象になりません（機能強化と見なされるものは対象になります）。

<支援内容>

主な補助対象経費 <sup>※3</sup>	補助率	補助上限額
簡易施設整備費、内装工事費、施設・機器賃借料、イートインコーナー整備費 <sup>※4</sup> 、陳列棚、陳列ワゴン、コンテナ、のぼり、パネル、移動販売車、配送料、キャッシュレス決済機器導入費等	県1/3以内 (中山間地域に所在する実施主体が都市部に直売所を設置する場合は1/2以内)	1,000千円

※3 光熱水費などの維持管理費は補助の対象に含まれません。

※4 イートインコーナーは、直売所で購入した商品を飲食できる場所の整備が対象（イス、テーブル、内装工事等）で、注文を受けた料理を提供するレストラン等の整備は、対象外です。

○事業に取り組む場合、直売所で販売する農林水産物・加工品の安全安心対策を講じてください。

○事業に取り組む直売所は、兵庫県認証食品登録販売店への登録や認証食品のコーナー設置、PRに努めて頂きますようお願いいたします。



支援内容例



簡易施設



精米器と販売ケース



生花販売ケース

兵庫県農林水産部流通戦略課地産地消班

※事業の実施に関するご相談は、最寄り県民局の農林（水産）振興事務所まで